

# 前漢における易の受容とその「經典化」について

川村 潮

## 序論

先学は『易』の原始的な姿と、それが「人更三聖、世歷三古」といった儒教的言説によって覆い隠され、<sup>①</sup> 儒教における經典となつていく過程とを明らかにした。すなわち、『易』はもともと占筮の書であり、これが儒者たちに經典とみなされるようになるのは早くとも戦国の末期になつてからで、<sup>②</sup> やがて戦国末から前漢にかけて『易』は「十翼」などのテキストを包摂し、『周易』として確立し、<sup>③</sup> その後、儒教が国家によつて承認される過程において『周易』は『易経』として經典化するに至つた、<sup>④</sup> と。

すると、続いて問題になるのは、こういった『易』の変化が何を契機にして、どのように展開したのかを具体的に検証することになるだろう。郭店楚簡・上博楚簡・清华大楚簡・馬王堆帛書・阜陽漢簡といった出土文字資料の飛躍的増大によつて、この問題は大きく

進展したように思われる。<sup>⑤</sup>

しかし、その成果の多くは思想的視点による研究であり、これを歴史的な見地から検討したものはあまり見られない。あるテキストが「經典」となるということは、それが著者の意図していた目的や、従来の解釈から離れ、その典籍そのものが神聖化され、新たな価値を付与されていく過程といふことができるが、これを易に即していえば、単なる占卜の書であつた『易』が、儒教の言説によつて潤色され、『易経』として成立する過程といふことができよう。

であるとすれば、これを文化史的観点から検討することも可能ではないだろうか。「文化」は今日非常に多義的に用いられる語であるが、それを「秩序を作り、優先権を決める意味の体系」と理解するのであれば、<sup>⑥</sup> この易をめぐる変化もまた、文化における一つの要素が確立していく様を示していると考えられる。

そこで本稿では、前漢における易の大きな変化について、その受容という側面から検討することにした。易を卜筮の一種とし、

『易』をそのテキストと見るのであれば、それは当然卜筮を行う際に用いられるはずで、『易』を儒教の經典とするならば、その文意の意味や解釈が重視されるようになるはずである。易がいかように受容されたかということは、易そのものの変化と軌を一にするのではないか。

本題に入る前に、本稿で引く史料にしばしば見える「卜」「卦」のそれぞれの字義について確認しておきたい。周知の通り、卜は亀トのことで、卦は易占によって表れる兆象のことであるが、必ずしもこれらの意味だけに限定して解すべきではない。卜は『史記』卷一・二三大宛列伝に「初め、天子書を發きて易す」とある『集解』に「漢書音義」曰く、易書を發きて以て卜す」とあるように易占において用いられ、卦は同卷一〇孝文本紀に「之を龜に卜するに、卦兆の大横なるを得」とあるように亀トにおいても用いられるからである。したがって、本稿では史料中に卜・卦とあっても、そののみを根拠として亀ト・易占の別を判断していない。

また本稿ではしばしば『史記』卷一二七日者列伝・同卷一二八龜策列伝を引くが、両篇はいずれも『史記』原本より失われた部分で、司馬遷の手になるものではなく、その後人の褚少孫の増補とされている。しかし、両伝の文中に「太史公曰」とある一節が見られること、褚少孫が宣帝（前七四～四九）あるいは元帝（前四九～三三）・成帝（前三三～前七）期の博士とされることなどからすると、これらを遅くとも前漢中後期の史料と見ることは可能であろう。<sup>8)</sup>

## 一 易占の行為者

はじめに、前漢において易に対する知識を保有し、その技能を行使することができた人々について確認したい。このような人物として、国家の側には太卜の官があり、民間には市で売卜を行う卜者がいた。また、官吏となった人物の中にも易を学んだものが多数見られるが、彼らは太卜など占卜を本務とする官に就かないこともあった。

### 1 太卜

太卜については『周礼』春官宗伯太卜条に、

大（太）トは三兆の灋を掌り…中略…三易の灋は、一に連山と曰い、二に歸藏と曰い、三に周易と曰う。其の經卦は皆な八、其の別は皆な六十有四なり。掌三夢の灋を掌り……。

とあり、『漢書』卷九六西域伝渠犂国条には武帝期のこととして、公車・方士・太史の星を治め氣を望む、及び太卜の龜・著せるは皆な以て吉と爲す。

とあるように、太卜は易占を含む様々な占卜を職務としていたことがうかがえる。その官は同卷一九・百官公卿表上に、

奉常は、秦官なり。掌宗廟の禮儀を掌り、丞有り。景帝中六年名を太常に更む。屬官に太樂・太祝・太宰・太史・太卜・太醫

の六令・丞有り。…中略…景帝中六年名を更め太祝を祠祀と爲す。武帝太初元年更めて廟祀と曰い、初めて太卜を置く。

とあるように、宗廟の祭祀を司る奉常の属下にあり、武帝太初元年にはじめて置かれたとされている。

しかし、『史記』卷八七李斯列伝に秦の二世皇帝が太卜に龜卜を行わせたことが見え、同亀策列伝に「高祖の時に至り、秦の太卜に因りて官す」とあることなどからすると、太卜はその上官である奉常と同様に秦官に由来し、前漢建国時より置かれていたことになる。事実、張家山漢簡「二年律令」秩律には、

汾陰…中略…太卜…中略…秩各六百石とし、丞・尉有るは之を半し、田・郷部二百石、司空及び衛官・校長は百六十石とす。

(四五二～四五四簡)

とあって、太卜の官が漢初からあったことが出土文字資料によって確認できる。

すると、先に見た百官公卿表の「武帝太初元年…中略…初置太卜」という記述には何らかの誤りがあった可能性がある。もしかすると、その直後に「博士、秦官…」とあるものにつけて「初めて太卜博士を置く。博士は、秦官…」と本来二度続けて読むべきであった「博士」が脱落したのかも知れない<sup>11)</sup>。というのも、「太卜博士」の官は一般に北魏より置かれたとされているが、『唐六典』卷一四太常寺太卜署には、

秦・漢の奉常の屬官に太卜令・丞有り。武帝太卜博士を置く。

### 前漢における易の受容とその「經典化」について

とあるからである<sup>13)</sup>。これに従えば、太卜は張家山漢簡によって裏付けられた通り漢初から存在しており、武帝太初元年(前一〇四)になつて初めて置かれたのは太卜の屬官である太卜博士であったことになる。ともあれ、『史記』亀策列伝に「太史公曰」として、

今上の即位するに至り、博く藝能の路を開き、悉く百端の學を延べ、一伎に通ずるの士は威な自ら效を得、絶倫超奇せる者は右と爲り、阿私する所無く、數年の間、太卜大いに集まる。會上匈奴を撃たんと欲し、西は大宛を攘し、南は百越を收むるに、卜筮至りて預見表象し、先に其の利を圖る。及び猛將鋒を推し節を執り、勝を彼に獲れば、而るに著龜時日にして亦た此れに力有るなり。

とあり、武帝のころ太卜には数多くの人材が集まり、匈奴や南越討伐に際して多くの功績があつたとされることからすると、このころ太卜は大きく拡充されていたと推測される。下つて『統漢書』百官志二には、

本注に曰く、祠祀令一人有り、後轉じて少府に屬す。太卜令有り、六百石なるも、後省きて太史に并す。とあり、後漢初に至るまで太卜は存続する。

また太卜との統属関係が想定されるものに卜がある。卜が具体的にいかなる種類の占卜を行っていたかは明言されていないが、太卜が易占を含む様々な占卜に通じていたのと同様に、卜も龜卜に限らず多くの占卜の技能を習得していたであろう。この卜および史(歴

史著述の官ないし書記官）・祝（神官）の任官の規定として、「二年律令」史律に、

史・卜の子年十七歳にして學ぶ。史・卜・祝の學童、學ぶこと三歳なれば、學俚將いて太史・太卜・太祝に詣らしめ、郡の史學童は其の守に詣らしめ、皆會して八月朔日に之を試せ。（四七四簡）

とある。これによると、史・卜の子は十七歳でそれぞれの技能について学びはじめ、三年後には卜・史・祝登用のための試験が行われていた。その試験の内容と任官の経緯については、

卜の學童、能く史書を諷書すること三千字、卜書を誦すること三千字にして、六發を下して一以上を中つれば、乃ち卜と爲るを得、以て官佐と爲せ。其れ能く三萬以上を誦する者は、以て卜と爲し、上計六更とす。缺くれば脩法を試し、六發を下して三以上を中つれば之に補え。（四七七・四七八簡）

とあり、また、

卜は、太卜之を官せ。史・卜足らざれば、乃ち佐より除せ。（四八一簡）

とある。「上計」「脩法」など具体的に何を指しているものか語義を確定し難い箇所もあるが、少なくともこの条文からは、十七歳で卜學童となった卜の子には三年後に太卜において筆記・技能試験が行われ、それを通過すると、まずは卜の佐に任じられ、卜に欠員が生じた場合は、太卜によって佐の中から補任されたことがわかる。ま

た、試験の内容は史書（字書か）を諷書すること、卜書を暗誦すること、占卜を六回中一回当てることとされていた。この試験の成績によっては一足飛びに卜となったこともあったようである。このように、卜は教導者（學俚）や登用試験によってその養成段階から國家の管理下に置かれるとともに、その占卜の「品質」も管理・保証されていたことがわかる。

以上見てきたことから、占卜を専門の職掌とする太卜は前漢を通じて存在し、その配下で実質的に占卜を行う卜官の技術的水準も國家によって保たれていたことがわかる。それは易占を含む占卜に對して、國家が大きな信頼を寄せていたことを示すものであろう。

## 2 売卜者

一方で、市井に身を置き、民間で売卜を行うものもあった。『史記』日者列伝に見える司馬季主は、

司馬季主は、楚人なり。長安の東市に卜す。宋忠中大夫たり、賈誼博士たり…中略…。二人即ち同輿して市に之き、卜肆の中に遊ぶ。

とあるように、長安の東市で卜肆を構えていたことがわかる。また『漢書』卷七一雋不疑伝には、

廷尉何人を驗治し、竟に姦詐を得。本と夏陽の人、姓は成、名は方遂、湖に居る。卜筮を以て事と爲す。故の太子舍人嘗て方遂より卜する有り、謂いて曰く、「子の状態、甚だ衛太子に似

る」と。方遂心に其言を利とし、得以て富貴を得んことを幾い、即ち詐りて自稱し闕に詣る。

とあって、衛太子を騙った成方遂なる人物は卜筮を生業とし、彼のもとには「太子舍人」などの官吏も訪れていたようである。

さらに同卷八一張禹伝には、

張禹字は子文、河内軹の人なり。禹の父に至りて家を蓮勺に徙す。禹兒たりしとき、數しば家に隨い市に至り、喜びて卜相者の前に觀る。之を久しうするに、頗る其の著を別ち卦を布くの意を曉り、時に旁より言う。卜者之を愛し、又た其の面貌を奇とし、禹の父に「是の兒多知なり、經を學ばしむべし」と謂う。禹の壯するに及び、長安に至りて學び、沛郡の施讎より易を受け、琅邪の王陽・膠東の庸生に論語を問う。

とあり、張禹の幼少期のエピソードを載せている。ここでは、幼い張禹が蓮勺の市にいた卜相者に親しみ、居ながらにして「著を別ち卦を布く」こと、すなわち易占に通じていったことが記されているが、卜相者が張禹の才能を見抜いて「學經」することを勧めたことから考えるに、ここで卜相者が行っていた易占と「經」の易は本質的には同じで、後者の方がより高等なものとしていたことがわかる。

加えて『史記』日者列伝にも「褚先生曰く、臣郎たりし時、長安中を游觀し、卜筮の賢大夫に見ゆ」とあって、『漢書』卷七十二王貢兩龔鮑伝にも、

(嚴) 君平は成都の市に卜筮し、以爲く「卜筮は賤業なり、而るに以て衆人に惠あるべし。邪惡非正の問有らば、則ち著龜に依りて爲に利害を言わん。與人の子に言を與うに孝に依らしめ、人の弟に言を與うに順に依らしめ、人の臣に言を與うに忠に依らしめ、各因勢に因りて之を導くに善を以てせば、吾が言に従う者は、已に過半なり」。裁日數人を聞し、百錢を得て自ら養うに足らば、則ち肆を閉じ簾を下して老子を授く。

とあり、司馬季主のように官吏たることを潔しとしない「隱者」的性格を持つ卜者の例も見られる。

以上見てきたように、太卜・卜など占卜を専門とする官吏とは別に、民間にも売卜を事とする人々が存在していたことがわかった。國家の側だけでなく、社会的に広く占卜・易占の現実的有効性が認められていたことを示すものであろう。

### 3 官吏における易の習得

易を學び、その技能を習得した人物であっても、太卜など占卜を本務とする官に就かない場合も多く見られる。例えば阜陽漢簡「周易」は被葬者が前漢建國の功臣で、後に太僕となった夏侯嬰と推定される文帝期の墓から出土したもので、彼がその生前に用いていたものと見られるが、夏侯嬰が太卜など易占を職務とする官に就いたという記述は史料中には見られない。また『史記』卷四九外戚世家に、

臧兒の長女は嫁して金王孫の婦と爲り、一女を生むなり。而して臧兒之を卜筮するに、兩女皆當に貴かるべしと曰う。因りて兩女を奇とせんと欲し、乃ち金氏より奪う。金氏怒り、予決するを肯んぜず、乃ち之を太子宮に内る。

とあり、景帝の皇后王氏の母である臧兒が卜筮を行っている。同じ『漢書』卷七一于定国伝には、

郡中枯旱すること三年、後に太守至り、其の故を卜筮するに、于公曰く、「孝婦死に當たらざるに、前の太守彊いて之を斷じ、咎黨是に在るや」と。是に於て太守牛を殺して自ら孝婦の冢を祭り、因りて其の墓を表せば、天立どころに大雨し、歲孰す。郡中此を以て大いに于公を敬重す。

とあつて東海郡守が卜筮を行ったことが見える。もちろん、彼らが先述したような卜官や売卜者に占卜を行わせていた可能性もあるが、『史記』卷四九竇太后世家に、

竇皇后の兄は竇長君、弟は竇廣國と曰い、字は少君。少君年四五歳たりし時、家貧しく、人の略賣する處と爲り、其の家其の處を知らず。十餘家を傳り、宜陽に至り、爲其の主の爲に山に入り炭を作るに、暮に岸下に臥すこと百餘人あり、岸崩れ、盡く臥する者を壓殺するも、少君獨り脱るるを得、死せず。自ら卜するに數日にして當に侯爲るべしと、其の家に從いて長安に之く。

とあるように、自ら占卜を行うこともあつた。『漢書』卷九〇嚴延

年伝には、

河南の界中又た蝗蟲有り、府丞義出でて蝗を行る…中略…丞義年老い頗る悖、素より延年を畏れ、中傷ざるを恐る。延年本より嘗て義と俱に丞相の史爲り、實に親しく之を厚うし、意に毀傷する無く、之に饋遺すること甚はだ厚し。義愈益恐れ、自ら筮して死卦を得、忽忽として樂しまず、取告して長安に至り、上書して延年の罪名十事を言う。

とあつて、府丞の義なる人物が自らの将来を筮によつて占つたことが見える。これらの例から、太卜や売卜者のように、占卜を本業としない人物であつても、易占の技能を有していたことが知れる。彼らがいかなる方途によつて易の技能を習得したかはわからないが、史律に見えるような卜の養成機関に所属しつつも登用試験に失敗するなどして卜となれなかつたもの、張禹などのように民間の売卜者より教えを得たものがこういつた知識を一般に広めることとなつたものかもしれない<sup>17)</sup>。

こういつた易の広がりの中で、ついには易の習得を理由に官吏となる事例も現れてくる。『史記』卷一一一儒林列伝に、

(楊) 何は易を以て元光元年徵せられ、官は中大夫に至る。齊人即墨成は、易を以て城陽の相に至る。廣川の人孟但は、易を以て太子門大夫と爲る。魯人周霸・莒人衡胡・臨菑人主父偃は、皆な易を以て二千石に至る。然れば易を要言する者は楊何の家に本づくなり。

とある楊何をはじめ、その弟子である即墨成・孟但・周覇・衡胡・主父偃などは易によって様々な官に就任したとされる<sup>(18)</sup>。同様の例は同伝および『漢書』儒林伝を中心にいくつか見られ、それらをまとめると次表のごとくになる。

姓名	時期	事由	任官
楊何	元朔中	以治易	漢中大夫
	元光元年	以易徵	
	元光中	徵	
即墨成	不明	以易	城陽相
孟但	〃	以易	太子門大夫
周覇	〃	以易	二千石（膠西内史？）
	〃		大官（膠西内史？）
衡胡	〃		二千石
主父偃	〃		二千石（斉相？）
高康	〃	以明易	郎
劉伋	〃	以易教授	郡守
韓生	〃	以易徵	（不明）

年代のわかるものは楊何の元光元年（前一二三四）のみだが、<sup>(19)</sup>「易を要言する者は楊何の家に本づくなり」とあるように、それ以外の人物は楊何の弟子と考えられるので、明らかに楊何以降の人であるう。したがって、武帝のころから易の習得を理由に官吏として登用し始めたことがわかる。『史記』儒林列伝中には楊何が漢中大夫と

なった記述とよく似た表現が散見し、

公孫弘春秋を以て白衣にして天子の三公と爲り、封ずるに平津侯を以てす。

清河王の太傅轅固生は、齊人なり。詩を治むるを以て、孝景の時に博士と爲る。

諸の齊人詩を以て顯貴なるは、皆固の弟子なり。

瑕丘の蕭奮は禮を以て淮陽太守と爲る。

董仲舒は廣川の人なり。春秋を治むるを以て、孝景の時博士と爲る。

董仲舒の子及び孫は皆な學を以て大官に至る。

などであることからすると、彼らを官吏として登用したのは儒教的学問を身につけていたゆえであったと考えられるが、一方では『漢書』卷八八儒林伝に、

（梁丘）賀、筮の應有るを以て、是に繇りて近幸せられ、太中大夫、給事中と爲り、少府に至る。

とあるごとく、その能力が現実的な有効性を持っていることも考慮されていたのではないだろうか。

これまで見てきたように、易占は国家によってその有用性と品質が保証され、民間でも多くの人々がこれに携わっていた。したがって、漢代を通じて易占は社会的に広くその現実的効能が認知された技能であったということが出来るだろう。それゆえ、人々を支配する側の官吏たちにとって、公私にわたる諸事を解決してくれる易占

はきわめて有用なものであったに相違ない。事実、阜陽漢簡「周易」に見られる占辞は、社会的上層にある人物の日常的関心に近い事柄の吉凶について詳細に述べられている<sup>(20)</sup>。そこで問題となるのは儒教の側がいかにして易をその他の占卜と差別化していったのか、あるいは「易」のみを儒教の中に摂りこんでいったのかということになるが、それは次節で検討することにしよう。

## 二 易学の系譜

先に見たように、おおよそ武帝期を境として、易の習得によって官吏となった人物が出現するようになる。その経緯を明らかにするため、続いては易を伝えてきた人々の系譜をたどってみることにしよう。『史記』卷一二二儒林列伝には「魯の商瞿、孔子より易を受く。孔子卒し、商瞿易を傳え、六世にして齊人田何字子莊に至り、而して漢興る」とあり、孔子の弟子商瞿より漢初の田何まで六世を経ていることがわかる。この六世については同卷六七仲尼弟子列伝に、

商瞿は魯の人、字は子木なり。孔子より少きこと二十九歳。孔子易を瞿に傳え、瞿は楚の人馯臂子弘に傳え、弘は江東の人矯子庸疵に傳え、疵は燕の人周子家豎に傳え、豎は淳于の人光子乘羽に傳え、羽は齊の人田子莊何に傳う。

とあり、同様の記述が『漢書』儒林伝にも、

魯の商瞿子木は易を孔子に受け、以て魯の橋庇子庸に授く。子庸は江東の馯臂子弓に授く。子弓は燕の周醜子家に授く。子家は東武の孫虞子乘以授く。子乘は齊の田何子裝に授く。秦の禁學に及び、易は筮卜の書爲りて獨り禁ぜられず、故に傳受は絶えざるなり。漢興り、田何齊田の杜陵に徙せらるるを以て、杜田生と號す。

とあって、その詳細が見える。両者の異同が明らかになるよう、対照して図示すると、以下のようになる。

史記 孔子―魯人商瞿子木―楚人馯臂子弘―江東矯疵子庸―

燕人周豎子家―淳于光羽子乘―齊人田何子莊

漢書 孔子―魯人商瞿子木―魯人橋庇子庸―江東馯臂子弓―

燕人周醜子家―東武孫虞子乘―齊人田何子裝

馯臂・矯疵（橋庇）が逆転しているほかは、多少の文字の異同だけであり、ほぼ同じ系譜を述べているものと考えられる。この系統を見て疑問に思われるのは、その間隔の幅である。孔子から田何まではおおよそ三百年の開きがあり、そこにこれら六人を当てはめるとなると、一人当たり約五十年の間隔を想定しなくてはならない。一般に一世代は三十年弱であるから、単に伝承が失われたのでなければ、かなり作爲的な系図といえることができるだろう。また『漢書』の「漢興り、田何齊田の杜陵に徙せらるるを以て、杜田生と號す」という記述にも疑問が残る。「杜陵」は宣帝の時に「杜県」を改称したものであり、漢初の田何が杜陵に遷され「杜田生」と称するこ

とは年代的に無理がある<sup>(2)</sup>。ともあれ、かなり作為的なもの  
 とはいえ、前漢当時に、こういった孔子につながる易の伝  
 授が連綿と続いてきた、と理解されていたことは確認でき  
 るのであり、ここではひとまずその点にだけ注目しておく  
 ことにしたい。

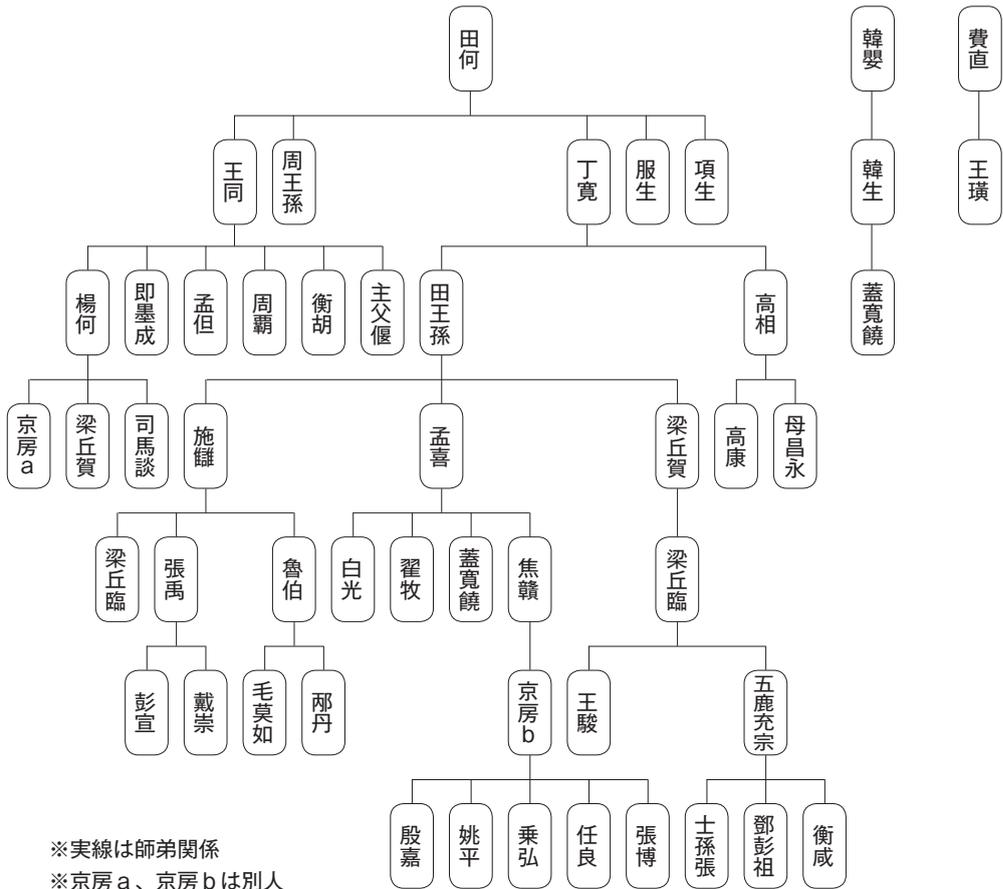
### 1 田何以降の師弟関係

続いて、漢初の人とされる田何以降の系譜を検討したい。  
 『史記』儒林列伝および『漢書』儒林伝などを参照し、前  
 漢において易を習得したとみなせる人物の関係を図示する  
 と下図のようになる。

一見してわかるように、そのほとんどが直線的な師弟関  
 係であり、自らの易が孔子にまで繋がるものである、とい  
 う「正統性」を主張することに重点が置かれていたことが  
 窺える。前漢における易は『漢書』儒林伝に、

(孟) 喜孝廉に擧げられ郎と爲り、曲臺署長となるも、  
 病もて免ぜられ、丞相の掾と爲る。博士缺け、衆人喜  
 を薦む。上喜の師法を改むるを聞き、遂に喜を用いず。  
 とあるように、「師法」に忠実であることが求められてい  
 たからである。だが、同伝によると、

成帝の時に至り、劉向校書して易説を考うるに、以爲  
 く諸の易家の説は皆な田何・楊叔元・丁將軍を祖とし、



※実線は師弟関係  
 ※京房 a、京房 b は別人

大誼略は同じく、唯だ京氏のみ異と爲し、焦延壽を黨とするは獨り隱士の説を得たりとし、之を孟氏に託し、相い與に同じからず。

とあり、成帝の時に劉向が易説を整理したところ、多くの易家がその祖師を田何・楊何・丁寛のいずれかとし、京氏易のみ異なっていたことが見える。周知の通り、この劉向による校書は『別録』として整理され、やがて『漢書』芸文志の種本の一つとなるのであるが、同儒林伝にも「(田何は)東武の王同子中・雒陽の周王孫・丁寛・齊の服生に授け、皆な易傳數篇を著す」とあることなどからすると、『漢書』儒林伝の記載も劉向の校書すなわち『別録』と同じような記述を元に行っているように思われる。

すると、これらの「易説」はそれぞれの「学派」に属するものが自らの易の正統性を主張するために作られたものと考えられはしないだろうか。それを物語るのが、同伝に、

(孟) 喜自ら稱譽せるを好み、易家候陰陽災變書を得、詐りて師の田生且に死する時喜を枕して、獨り喜に傳うと言うに、諸儒此を以て之を耀とす。…中略…又蜀人趙賓小數書を好み…中略…孟喜に受くと云い、喜爲に之を名とす。

(焦) 延壽云く、嘗て孟喜に従い易を問うに、會喜死すと。(京) 房以て延壽易は即孟氏の學と爲すも、翟牧・白生肯んぜず、皆な非と曰うなり。

とあるもので、師弟関係そのものが仮託されることもあったことか

らすると、こういった易の伝授の系統はそもそも作爲的なもので、易学が公的に認められ、その学統が問題となったときに初めて顧みられるようになったのではないだろうか。

## 2 学官と易博士

彼らがこのようにして自らの歴史的な正統性を訴えたのは、その技能を有した人物が「學官」すなわち「易博士」へ叙任されるようになったことと無縁ではない。「學官」については、先に引いた『漢書』芸文志に、

宣・元に訖るまで、施・孟・梁丘・京氏の學官に列なる有り、而して民間に費・高二家の説有り。

とあり、施讎・孟喜・梁丘賀・京房の伝えた易が学官に列せられたことが見える。これは同志に春秋について、

孝宣の世に訖るまで、歐陽・大小夏侯氏有り、學官に立てらる。とある学官に立てられることと同義で、具体的にはその学統の継承者を博士に任じることを指すが、それはその学統が歴史的な正統性を有することを認め、国家が承認したことを表している。易に関して言えば、同儒林伝には、

梁丘賀少府と爲るに及び、事多く、遣子臨を遣わし分けて門人張禹等將い讎より問わしむに及ぶ。讎自ら匿れて見るを肯んぜざるも、賀固く請い、己むを得ず乃ち臨等に授く。是に於いて賀讎を薦め、「結髮して師に事うこと數十年なるも、賀及ぶこ

と能わず」と。詔して讎を拜して博士と爲す。

とあって、施讎が博士となったこと、また同伝に、

(孟) 喜、同郡の白光少子・沛の翟牧子兄に授け、皆な博士と爲る。

(京) 房、東海の殷嘉・河東の姚平・河南の乘弘に授け、皆な郎・博士と爲る。

とあって、孟喜・京房の弟子たちがそれぞれ易博士となったこと、同卷六七朱雲伝に、

是の時、少府五鹿充宗貴幸せられ、梁丘易を爲す。

とあり、同儒林伝に、

(五鹿) 充宗、平陵の士孫張仲方・沛の鄧彭祖子夏・齊の衡咸長賓に授く。張、博士と爲る。

とあるように、梁丘賀の再伝の弟子である士孫張が易博士となったことが見える。<sup>(23)</sup>

学統の祖とされる人物が自ら博士となった例は施讎しかなく、それ以外はいずれもその弟子たちがその師の名を取って「某氏易」と称したことが見える。誰から易を授かり、それがどこに端を発するのか、という問題が重視されていたことが、このことから窺うことができよう。なお、易博士が置かれるようになるのは、確実な史料としては施讎が最初であり、その時期は梁丘賀・張禹らの事績から、宣帝(在位前七三〜前四九)のころと推定される。

## 結論

これまで述べてきたことを整理し、前漢における易の歴史的展開についてまとめると、おおよそ以下のようなになる。

易はもともと占卜の一種であり、前漢を通じて、易占は広くその現実的有効性が信じられていた。それゆえ、占卜を専門とする太卜の官は前漢の間、後漢になるまで存続し、易占を行うものは官の側にも民間にも数多く存在したのである。その傾向は武帝期になっても変わらず、ついには易の習得によって官僚となった人物が出現するようになる。それは社会的に広く易占の効能が信じられていたからに他ならない。すると、様々な系統によって伝えられていた易はその正統性をめぐって対立し、自らの学統は孔子にまで溯り得る、という歴史的な正統性を確立し得た「施・孟・梁丘・京氏」の四流のみが学官に立てられことになった。こうして宣帝期に易博士が置かれたことで易の「經典化」はひとまずの完成を見る。このようにして『易』は經典の一つとなり、儒教の中に取り込まれていったが、その要因は、易が古来為政者の問題を解決するための手段とみなされておられ、当時の皇帝や官僚たちもその技能を必要としていたという、当時の社会的な状況に求められよう。「六藝」の語に象徴的に示されているように、儒教は為政者にとって必要な「資質」であるとともに、実践的な支配の「技術」でもあったからである。

## 注

- (1) 『漢書』芸文志による。当該箇所は章昭・孟康注によると、「三聖」「三古」とは伏羲・文王・孔子のこととされる。
- (2) 金谷治『秦漢思想史研究』（日本学術振興会、一九六〇）、本田清『易学—成立と展開』（平楽寺書店、一九六〇）。銭穆『論十翼非孔子作』（『古史弁』第三冊）。
- (3) 高田真治『易の思想』（岩波書店、一九三五）。
- (4) 『易』の經典化については、加賀栄治『「易」の經典化をめぐる』（『国学院研究』九七、一九九六）がある。
- (5) 池田知久『周易』研究の課題と方法』（『兩漢における易と三礼』、汲古書店、二〇〇六）。
- (6) ミリ・ルービン、岩井淳訳「いま文化史とは何か」（『いま歴史とは何か』ミネルヴァ書房、二〇〇五、一二七―一五二頁）。また「文化」の語については、テリー・イーグルトン、大橋洋一訳『文化とは何か』（松柏社、二〇〇六）。
- (7) 安徽省阜陽市より出土した阜陽漢簡「周易」は「卜」字を用いて各爻における占断の辞を記しており、この字が易占においても用いられるものであったことが明らかになっている。
- (8) 『史記』日者・龜策列伝の史料性格については、伊藤徳男『史記』日者・龜策列伝について』（『東北学院大学論集』歴史学・地理学第一一〇号、一九八二）で論じられている。また佐藤武敏『司馬遷の研究』（汲古書院、一九九七）ではこの問題について詳細に検討した結果、少なくとも前漢中後期の史料として用うべきものとする（第七章「五史記」における後人増補の問題」、四二七―四三八頁）。また楊永康『史記』日者列伝作者質疑』（『晋陽学刊』二〇〇四年第六期）では「太史公曰」などの語句が散見することから、その著者を司馬談に比定する。
- (9) 『史記』卷八七李斯列伝の有名な「馬鹿」の故事に「李斯已に死し、二世趙高を拜して中丞相と爲し、事大小無く輒ち高に決す。高自ら權の重きを知らんとし、乃ち鹿を獻じ、之を馬と謂う。二世左右に問うに、「此乃ち鹿なり」と。左右皆曰く、「馬なり」と。二世驚き、自ら以て惑えると爲し、乃ち太卜を召し令して之を卦せしむ。太卜曰く、「陛下春秋郊祀し、宗廟・鬼神を奉るに、齋戒不明ならば、故に此に至れり。盛徳に依り而して齋戒を明かにすべし」と。とあり、太卜が占卜を行っている。なお、ここでの「卦」が易占を指すかどうかは断定し難い。
- (10) 張家山漢簡「二年律令」は一九八三年湖北省荊州市張家山三三七号漢墓より出土した前漢初期の律令である。標題の「二年」は呂后二年（前一八六）のこととされる。釈文は彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書』（上海古籍出版社、二〇〇七）を参考にし、通假字等は適宜置き換えた。
- (11) 『漢書』百官公卿表上の原文は白文だと「武帝太初元年更曰廟祀初置太卜博士秦官掌通古今」とある。『漢書補注』には「先謙曰く、官本上に連ねて提行せず、博士は太常に屬さば提行せざるが是ならん」とあり、官本（武英殿本系）では「太卜」と「博士」の間に改行がされていなかったと指摘している。なお「太卜博士」と続けて読む場合は「太卜博士。博士。秦官」ともう一つ「博士」があったものと考えられる。
- (12) 『魏書』卷一二三官氏志にその名が見える。
- (13) 朱永嘉・蕭木注訳『新訳唐六典』（三民書局、二〇〇二）では、百官公卿表の記載より「太卜博士」を「太卜」の誤りとする。
- (14) 「談」二年律令「中幾種律的分類与編連」（『出土文献研究』第六輯、二〇〇四）を参照。
- (15) 引用文中の「…を以て事と爲す」という表現は『漢書』中にいくつも見られ、「樊噲」狗を屠るを以て事と爲す（卷四一樊噲伝）、「卜式」田畜を以て事と爲す（卷五八卜式伝）、「始（董）偃、母と與に珠を賣るを以て事と爲す」（卷六五東方朔伝）などであり、いずれもこれらの行為を生業としたことを指すものであろう。
- (16) 墓主は一般に二代目の汝陰侯である夏侯寵と考えられているが、出土品

- などを検討すると、初代汝陰侯の夏侯嬰を墓主とすべきか。拙稿「阜陽漢簡『周易』の史料的人格について」(『史滴』第三二号、二〇一〇)参照。
- (17) 『漢書』芸文志の易類に「宣・元に訖るまで、施・孟・梁丘・京氏の學官に列なる有り、而して民間に費・高二家の説有り」とあり、国家の承認する「學官」となった「施・孟・梁丘・京氏」の四派とは別に、民間に「費・高」の二家の易説があったことが記されている。
- (18) 中大夫は『漢書』百官公卿表上に「大夫は論議を掌り、太中大夫・中大夫・諫大夫有り」とあり、宮中での議論に携わる官。太子門大夫は同表に「太子太傅・少傅は古官なり。屬官に太子門大夫・庶子・先馬・舍人有り」とあり、太傅の屬官であるが、その職掌は未詳。二千石は九卿・郡太守などの高官のことであるが、主父偃は『史記』卷一二二に「晚に乃ち易・春秋・百家の言を學ぶ」とあるように易を学んだのは晩年のこととされ、それによって高官に至ったかどうかは疑問が残る。ともあれ、「中大夫」「太子門大夫」「二千石」のいずれにしても、その職務と易占に直接の関わりを示す史料はない。
- (19) 元朔は前一二八～一二三年。元光は前一三四～一二九年。
- (20) 韓自強『阜陽漢簡『周易』研究』(上海古籍、二〇〇四年)。
- (21) 福井重雅氏が既に田何が「杜陵」にちなんで「杜田生」と称することの年代的矛盾について指摘している(同氏『漢代儒教の史的研究』、汲古書院、二〇〇五、二一〇～二一一頁)。
- (22) 「(孟)喜爲名之」について、顏師古は「之を名とするは、其の名を承取し、實授せりと云うなり」とする。
- (23) あるいは、五鹿充宗が博士となったとする記述もある。
- (24) 施讎よりも前に田王孫が武帝期ごろに博士となったと王国維は推定するが(同『漢魏博士考』『觀堂集林』卷四、中華書局、一九五九)、福井重雅氏の考証によると、それは史実として疑わしい(同氏『漢代儒教の史的研究』、二二一～二二四頁)。